



Contents

P2 トピックス

(1) 中小企業における個人保証等の在り方研究会報告書の公表について

(2) 第2回官民ラウンドテーブルの開催について

P4 金融ここが聞きたい！

P5 皆さんご注意下さい！ & 情報提供のお願い

P8 金融庁ウェブサイトへのアクセスランキング

P9 お知らせ

トピックス

(1) 中小企業における個人保証等の在り方研究会報告書の公表について

中小企業の経営者による個人保証については、中小企業の経営への規律付けや信用補完として資金調達の円滑化に寄与する面がある一方、経営者による思い切った事業展開や早期の事業再生を阻害する要因となっている等、中小企業の活力を阻害する面もあり、個人保証の契約時及び履行時等において様々な課題が指摘されています。

このため、平成 25 年 1 月に中小企業庁と当庁の共同で有識者により構成される「中小企業における個人保証等の在り方研究会」を設置し、中小企業経営者による個人保証の契約時や履行時等における課題及びその解決に向けた政策的出口の方向性について検討を重ね、平成 25 年 5 月に報告書を取りまとめ公表しました。

【政策的出口の方向性】

(1) 契約時の課題への対応

- ABL等、個人保証に依存しない融資を促進
- 個人保証契約を締結する際には丁寧かつ柔軟な対応を促進

(2) 個人保証履行時等における課題への対応

- 一定の経済合理性が認められる場合、経営者の存続を許容
 - 一定の経済合理性が認められる場合、一定期間の生活費相当額や華美でない自宅を残す等、早期再生着手へのインセンティブを付与する仕組み
 - 保証人が資産状況を表明保証（注）することを条件に残存保証債務を免除する等、法人債務との一体処理を図る仕組みの検討
- （注）事実関係が真実かつ正確であることを表明し、相手方に対して保証すること

(3) 個人保証等の在り方に関する公的な枠組み

- 上記の方向性を具体化したガイドラインを策定

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「広報報道」の中の「報道発表資料」から「[中小企業における個人保証等の在り方研究会報告書の公表について](#)」について（平成 25 年 5 月 2 日）にアクセスして下さい。

(2) 第2回官民ラウンドテーブルの開催について

我が国金融機能の向上・活性化に向け官民で持続的な対話を行う場である、官民ラウンドテーブルの第2回会合が平成 25 年 5 月 13 日に開催されました。

官民ラウンドテーブルでは、平成 24 年 9 月に開催された第 1 回会合以降、3 つのテーマ、す

なわち、

- (1) 高齢化社会に対応した金融サービスの向上
- (2) 中小企業金融の向上
- (3) 我が国企業・金融機関の国際展開の拡充

について、それぞれ実務家レベルの作業部会を設け、自由闊達な議論を行ってきましたが、その検討結果が第2回会合に報告され、了承の上、公表されました。

その主なポイントは、以下のとおりです。

- (1) 高齢化社会に対応した金融サービスの向上については、
 - ・ 高齢者等が気軽に相談できる「金融コンシェルジュ」を病院等に設置するパイロットプロジェクトの実施
 - ・ 要介護者向け年金等の民間介護保険の充実に向けた官民連携強化
 - ・ リバースモーゲージや住みかえ支援等、持ち家の資金化の支援
 - ・ 地域において資産運用に関する業態横断的なシンポジウムの開催
 - ・ N I S A（ニーサ）の利用拡大に向けた官民連携強化
- (2) 中小企業金融の向上については、リスクマネー供給強化等を通じた創業・新規事業支援に向け、
 - ・ 金融機関の目利き能力の向上のための取組み
 - ・ 地域レベルにおける関係者間の情報・ノウハウの共有
 - ・ 創業関連保証の活用方法の多様化等のリスクシェアリング
 - ・ 金融機関によるハンズオン支援能力の向上
 - ・ I P OやM&Aの促進等の投資のエグジット策の多様化
- (3) 我が国企業・金融機関の国際展開の拡充については、
 - ・ 日本企業等の海外展開円滑化のため、技術支援（金融制度、金融インフラ、金融行政運営の改善）及び金融規制緩和の要望を一体的に行うこと
 - ・ 国・分野毎に行動戦略を策定、官民で連携し、その進捗を定期的にフォローすること
 - ・ 成長資金の供給を確保する形での国際金融規制改革の推進など、海外当局と共に意見を発信すること

また、第2回会合では、新たに2つの作業部会を立ち上げ、議論を深めていくことが合意されました。検討テーマは、

- ・ 地域における新産業等の育成と金融の役割（上記（2）のテーマを更に掘り下げていくもの）
- ・ 資金決済サービスの向上

についてです。

これら作業部会における検討内容については、半年後を目途に再び開催される官民ラウンドテーブルにおける報告・議論の後に公表する予定です。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「審議会・研究会等」の中の「金融審議会」の「議事録・資料等」から「[第2回 官民ラウンドテーブルの開催について](#)」（平成25年5月13日）にアクセスしてください。

金融ここが聞きたい！

このコーナーは、大臣の記者会見における質疑応答などの中から、時々旬な情報をセレクトしてお届けするものです。さらにご覧になりたい方は、金融庁ウェブサイトの「[記者会見](#)」のコーナーにアクセスしてください。

Q：対外純資産の関係で、これだけ 300 兆近い対外純資産を日本が持っている中で、このリターンをどう高めるかというのは、日本の豊かさとか成長を維持するための重要なポイントでもあるかと思いますが、大臣この点についてはどのようにお考えでしょうか。

A. GDP、グロス・ドメスティック・プロダクトという言葉に変わってGNI、グロス・ナショナル・インカムという言葉が、多分もっと主流になってくると言っているんですけども、誰も言わないけど、そういう時代になっているんだと思うんです。特許とか配当とか金利とかそういったもので対外から、海外から入ってくるインカム、所得の多さが、物を売って稼ぐ貿易収支を上回るほど日本にとって金融が大きな存在になっているという自覚がないんじゃないんですかね、みんな。前からそう思っていましたけど、そういった時には誰も、何ですそれとか言われて終わりましたから。国際金融とかフローじゃなくてストックで物を考えると、そういった発想というのがだんだん出てくるんじゃないんですかね。

【平成 25 年 5 月 28 日（火）閣議後記者会見】

皆さんご注意ください！ & 情報提供のお願い

(1) その「もうけ話」、大丈夫ですか？ 詐欺的な投資勧誘にご注意を！

「未公開株」や「ファンド」取引に関する詐欺的な投資勧誘が多発しています。くれぐれもご注意ください！。

実際に投資を行うかどうかの判断は、取引内容を十分に理解した上で行うことが重要です。少しでも不審に思った場合には、取引を見合わせることを含めて、慎重に対応することをお勧めします。

「未公開株」や「私募債」の取引に関するご注意

一般的に、幅広い投資家に「未公開株」や「私募債」の取引の勧誘が行われることは、考えられません。



- ・ こうした取引の勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関わらないようにしてください。

「ファンド（組合など）」取引に関するご注意

法律上、幅広い投資家に対して、組合などファンドへの出資の勧誘を行えるのは、金融庁（財務局）の登録・届出を受けた業者に限られます。



- ・ これ以外の者が勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関らないようにしてください。
- ・ ただし、登録や届出を行っている業者についても、金融庁・財務局が、その業者の信用力を保証するものではありません。登録業者等からファンドへの出資の勧誘等を受けた場合でも、その業者の信用力を慎重に見極めるとともに、取引内容を十分に理解した上で、投資を行うかどうかの判断をすることが重要です。

- ◎ 金融庁ウェブサイトでは、より詳しい情報や、勧誘を行う業者が金融庁（財務局）の登録を受けているかを確認できます。



[免許・許可・登録等を受けている業者一覧](#)（金融庁ウェブサイト）

- ◎ なお、金融庁（財務局）の登録を受けている業者であっても、
 - ・ その信用力などが保証されているものではありません。
 - ・ 「元本保証」「絶対に儲かる」などと説明して勧誘することは、禁じられています。
 - ・ 詳細は下記ウェブサイトにアクセスしてください。



[投資勧誘等にご注意！](#)（金融庁ウェブサイト）

不審な勧誘を受けた場合には、金融庁金融サービス利用者相談室に情報をご提供下さい。

◆金融庁金融サービス利用者相談室（受付時間：平日 10 時～17 時）

電話（ナビダイヤル）：0570-016811

※IP電話・PHSからは、03-5251-6811 におかけください。

FAX：03-3506-6699

(2) 皆様からの情報提供が市場を守ります！

(イ) 情報受付窓口

[証券取引等監視委員会](#)では、資料・情報収集の一環として、広く一般の皆様から、「相場操縦」や「内部者取引」、「風説の流布」といった個別銘柄に関する情報、「有価証券報告書等の虚偽記載」や「疑わしいファイナンス」といった発行体に関する情報、「金融商品取引業者による不正行為等」に関する情報、「疑わしい金融商品・ファンドなどの募集」に関する情報など、市場において不正が疑われるような情報の提供を電話や郵送、FAX、インターネット等により受け付けています。寄せられた情報は、各種調査・検査や日常的な市場監視を行う場合の有用な情報として活用しています。

(注) 個別のトラブル処理・調査等の依頼につきましては対応していませんので、ご了承ください。

◆証券取引等監視委員会 情報受付窓口

<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

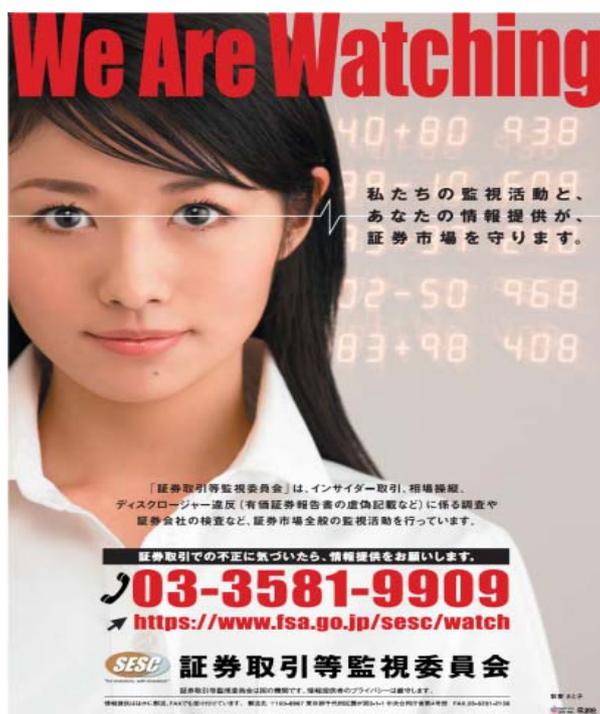
直通：03-3581-9909（情報受付窓口直通）

代表：03-3506-6000（内線3091、3093）

FAX：03-5251-2136

郵送（共通）：〒100-8922

東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館



(ロ) 年金運用ホットライン

平成 24 年 4 月より、年金運用の分野に関し、実名で情報提供いただける方を対象とする専用の窓口（年金運用ホットライン）を設置し、投資運用業者による疑わしい運用等の情報等、幅広い情報の収集に努めています。特に詳細な情報提供を頂ける場合、「年金運用の専門家」が対応いたします。これら専用の窓口も、是非ご利用下さい。

◆証券取引等監視委員会 年金運用ホットライン

<http://www.fsa.go.jp/sesc/support/pension.htm>

直 通：03-3506-6627

電子メール：pension-hotline@fsa.go.jp

(ハ) 公益通報・相談窓口

公益通報者保護法の公益通報に関する専用の窓口を設置し、電話による相談の対応も行っています。

◆証券取引等監視委員会 公益通報・相談窓口

<http://www.fsa.go.jp/sesc/koueki/koueki.htm>

直 通：03-3581-9854

FAX：03-5251-2198

電子メール：koueki-tsuho.sesc@fsa.go.jp

金融庁ウェブサイトへのアクセスランキング

このコーナーは、平成 25 年 5 月の「報道発表」から特にアクセス数の多かったページを掲載しています。なお、過去のアクセス数の多いページをご覧になりたい方は、金融庁ウェブサイトの[アクセス数の多いページ（過去の情報等）](#)にアクセスしてください。

- [金融庁が検査実施中の金融機関](#)
- [中小企業等に対する金融円滑化対策について](#)
- [免許・許可・登録等を受けている業者一覧](#)
- [無登録で金融商品取引業を行う者の名称等について](#)
- [平成 24 事務年度監督方針及び検査基本方針の改正について](#)
- [「日本版 ISA」の愛称決定について](#)
- [「金融商品取引業等に関する内閣府令」及び「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）の公表について](#)
- [MRI INTERNATIONAL, INC. に対する行政処分について](#)
- [「日本損害保険協会」を名乗る業者にご注意ください](#)
- [金融審議会「保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ」（第 15 回）議事次第](#)

お知らせ

(1) 中小企業等金融円滑化相談窓口

各財務局・財務事務所に中小企業等金融円滑化相談窓口を設置しました。どうぞご遠慮なく、ご相談ください。

●以下のような点について、ご質問・ご相談等はありませんか。

1. 中小企業金融円滑化法の期限到来後における金融機関や金融庁・財務局の対応
2. 借入れや返済について、取引金融機関とのお困りのこと
3. 経営改善や事業再生に関する中小企業支援策の内容

●各財務局・財務事務所の担当職員が、皆様のさまざまなご質問やご相談等にお答えいたします。また、助言等も積極的に行います。

●ご相談内容に応じて専門の機関をご紹介します。

《受付時間》

平日 9 時～16 時

※お問い合わせ先については、「[ご相談は財務局・財務事務所の金融円滑化窓口へ！～中小企業等金融円滑化相談窓口のご案内～](#)」にアクセスしてください。

(2) 東日本大震災関連情報

金融庁では、引き続き、以下を窓口として「東日本大震災関連情報」を提供しています。

◆金融庁ウェブサイト

「東日本大震災関連情報」

(URL:<http://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103.html>)

「金融機関等の相談窓口一覧」

(URL:<http://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103/20110325-1.html>)

◆金融庁携帯サイト

「★東日本大震災関連情報」

(URL : <http://www.fsa.go.jp/m/quake/jishin.htm>)



◆金融庁ツイッター「金融庁関連情報」

(URL: http://twitter.com/#!/fsa_JAPAN)

(3)メール配信サービスのお知らせ

金融庁、証券取引等監視委員会、公認会計士・監査審査会の各ウェブサイトでは、メール配信サービス（日本語版・英語版）を行っています。

メールアドレスを登録していただきますと、

- 金融庁からは、毎月発行しているアクセスFSAや、日々発表される各種報道発表など、
- 証券取引等監視委員会からは、証券取引等監視委員会ウェブサイトの新着情報や、証券取引等監視委員会の問題意識等のメッセージなど、
- 公認会計士・監査審査会からは、公認会計士・監査審査会ウェブサイトの新着情報などが、登録いただいたメールアドレスに配信されます。

御希望の方は、この機会に下記からアクセスして登録してください！

	日本語版	英語版
金融庁	「新着情報メール配信サービス」	Subscribing to E-mail Information Service
証券取引等監視委員会	「メールマガジン配信サービス」	Subscribing to E-mail Information Service
公認会計士・監査審査会	「新着情報メール配信サービス」	Subscribing to E-mail Information Service

